

平成17年(2005年)2月8日
経営戦略局財政改革チーム
担当 牛越徹・関昇一郎
026-235-7039(直通)
026-232-0111(内線2052)
026-235-7475(FAX)
E-mail:zaisei@pref.nagano.jp

平成17年度の主な見直し事業

平成17年(2005年)2月

主な見直し事業

事業名	平成16年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
(財)長野県消防協会補助金 危機管理・消防防災課 FAX 026-233-4332 E-mail bousai@pref.nagano.jp	1,324万9千円	廃止 <H17年度>	(財)長野県消防協会の事務局長への県派遣職員の人件費及び消防ポンプ操法県大会等の事業に要する経費に対し補助しています。	長野県出資等外郭団体「改革基本方針」による県関与の見直方針に基づき補助金を廃止します。	県、協会、市町村の役割分担を整理し、消防団の一層の充実強化及び活性化を目指して、協会と連携を図りながら、団員確保に向けた消防団PRパンフレットの配布等、県として必要な支援を行います。消防ポンプ操法大会につきましては、消防団員の技術向上に果たす役割が大きいことから県が主体となり、協会、市町村等の協力を得ながら開催します。
移動通信用鉄塔施設整備事業補助金 情報政策課 FAX 026-235-0517 E-mail johou@pref.nagano.jp	9,975万円	縮小 <H17年度>	過疎地域等で電気通信事業者による移動通信サービスの提供がなく、今後も予定がない地域に該当する市町村に対し、移動通信施設(鉄塔、局舎、無線施設等)を整備する事業に補助しています。	条件不利地域を中心に不感地域が多数存在するため、デジタル・ディバイドの解消のため引き続き取り組んでいく必要があります。ただし、補助率については、他の格差是正事業との均衡を考慮し、県の補助率を1/5から1/6に引き下げます。	本県は山間地が多く、過疎地域等の条件不利地域と都市部との情報通信格差は歴然としています。一方、携帯電話等の移動通信サービスが広く社会生活の中へ浸透しており、今後のユビキタスネットワーク社会へむけて一層重要な社会基盤となるため、県として引き続き積極的に取り組んでいきます。
生活バス路線運行維持費補助金 交通政策課 FAX 026-235-7396 E-mail kotsu@pref.nagano.jp	993万9千円	廃止 <H17年度>	1日当たりの輸送量が10人(過疎地域は7.5人)以上150人以下のバス路線の運行を維持するため、乗合バス事業者へ補助金を支出する市町村に対し補助しています。	この補助金は、複数市町村に渡って運行する路線で、国庫補助対象路線に準ずる広域的なバス路線を対象としています。地域ニーズの変化により、補助対象路線が減少しており、事業効果が見込めないことから、平成16年度の運行費に対する補助をもって事業を廃止します。	バスは、県民生活に必要な不可欠な公共交通機関です。利用者の減少傾向が続いており、運行費(欠損額)の増加が予想されますが、バス路線の性格に応じて国や市町村と役割分担を明確にした上で、バス路線の維持・確保を図っていく必要があります。このため、広域的幹線路線については国と協調して補助を行うとともに、平成15・16年度に実施した中山間地域等生活交通確保支援事業での試行実験結果を踏まえ、各地域の住民ニーズ・実情に沿った、地域主体の新たな交通システムを再構築しようとする市町村に対し、支援をしていきます。
環境改善事業補助金 ユマニテ・人間尊重課 FAX 026-235-7389 E-mail humanite@pref.nagano.jp	930万円	廃止 <H17年度>	同和地区住民の生活向上を図るため、市町村が行う道路や下水排水路の新設・改良などの環境改善事業に対し補助しています。	県部溶解放審議会答申の特別対策事業の終了、一般対策事業への移行の方針に沿って、H14～H16年度までの3年間の経過措置として実施してきたものであり、H17年度に廃止します。	今後は、一般対策事業として実施されます。
隣保館運営等事業費補助金 ユマニテ・人間尊重課 FAX 026-235-7389 E-mail humanite@pref.nagano.jp	1億3,926万2千円	その他 <H17年度>	市町村が行う生活上の各種相談事業、住民交流事業など、人権課題の解決を目的とした隣保館運営等事業に要する経費に対し補助しています。	地域の人権課題に対応した市町村の取組を一層推進するため、人権・共生のまちづくり事業費補助金として、次のとおり見直します。 ・地域のニーズに応じた子育て支援活動等を必要な事業として位置付け積極的に支援 ・公民館等を利用した人権課題に対応した取組支援の中南信地域への拡大 ・より利用しやすい施設となるよう名称変更を含めた取組の推進 ・施設運営費の補助率の見直し (3/4・1/2)	見直し後の事業の実施状況等を十分点検しながら、地域の人権課題への取組支援を通じて、人権・共生のまちづくりを推進していきます。

事業名	平成16年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
社会福祉振興融資事業貸付金 厚生課 FAX 026-235-7485 E-mail kousei@pref.nagano.jp	1億5,000万円	廃止 <H17年度>	長野県社会福祉事業団が、民間の社会福祉事業経営者を対象として、施設の整備又は経営に当たり補助金等が交付されるまでの間に必要なつなぎ資金を3%の貸付利率で融資していますが、その原資を無利子で貸し付けています。	ほとんどの社会福祉事業経営者は民間金融機関から資金を調達していること、また貸付実績も年間数件であり必要性が低いことから事業を廃止します。	社会福祉事業経営者が資金を調達する際には、民間金融機関の低金利な融資を活用することが可能です。
社会福祉施設設備近代化事業補助金 厚生課 FAX 026-235-7485 E-mail kousei@pref.nagano.jp	1,400万円	廃止 <H17年度>	社会福祉施設の近代化を図るため、民間の社会福祉施設の行う施設及び設備の近代化事業に要する経費について、1/2以内で補助しています。	従来の措置費においては積立額や資金移動についての制限や規制がありましたが、弾力的な運用に改められ、一定の要件を満たす場合は計画的な積立が可能になりました。また、介護保険施設及び支援費制度の対象施設は、施設報酬・支援費の使途について、原則として制限が設けられていません。以上のように、施設の自助努力で施設・設備整備が可能となることから事業を廃止します。	民間社会福祉施設における設備近代化等の整備は、自助努力により、自律的、計画的に実施いただくようになります。
老人クラブ活動助成費補助金 高齢福祉課 FAX 026-235-7394 E-mail kourei@pref.nagano.jp	9,302万5千円	縮小 <H17年度>	高齢者の知識・経験を活かし、生きがいと健康づくりの推進を目的とした多様な社会活動の振興を図るため、老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会の活動に対して補助しています。	市町村老人クラブ連合会に対する補助については、現在の単価×会員数による算定方法を見直します。	市町村老人クラブ連合会に対しては、リーダー育成や世代間交流などの事業に着目して補助します。
介護福祉士修学資金貸与事業補助金 障害福祉課 FAX 026-234-2369 E-mail fukushi@pref.nagano.jp	1,877万6千円	廃止 <H18年度>	長野県社会福祉事業団が行う介護福祉士修学資金貸与事業に対し、原資及び事務費を補助しています。	事業の目的としている県内の社会福祉施設への介護福祉士の定着が図られたことから、平成17年度における新規貸付を廃止し、平成16年度からの継続分の貸付のみとします。継続貸付が終了する平成18年度に事業を廃止します。	介護職員の資質向上のため、社会福祉関係従事者研修など研修の充実を図ります。
救急告示医療機関運営費補助金 医務課 FAX 026-223-7106 E-mail imu@pref.nagano.jp	1,000万円	廃止 <H17年度>	救急告示の指定を受けている民間の医療機関のうち、第2次救急医療機関である病院群輪番制病院や第3次救急医療機関である救命救急センターに指定されていない病院・診療所に対し、救急患者の搬送件数に応じて運営費を補助しています。	救急告示医療機関の指定は医療機関からの申出により行っています。救急医療体制については各地域毎に初期・2次・3次の機能分担により整備されていることから、本補助金を廃止します。	引き続き、医療機関の機能分担を明確にし、救急医療体制の維持・整備に努めます。
長野県救急センター運営事業 医務課 FAX 026-223-7106 E-mail imu@pref.nagano.jp	7億3,622万8千円	廃止 <H17年度>	県内4地区の中で唯一、救命救急センターが設置されていない中信地区において、実質的に第3次救急医療機関として当センターを運営しています。	第四次長野県保健医療計画に基づき、中信地区に救命救急センターが設置された時点で、県救急センターを廃院します。	県内4ブロックに救命救急センターを設置するとともに、その機能の強化を図るなど、県内の救急医療体制の充実にも努めます。

事業名	平成16年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
生活習慣病予防知識普及啓発事業 保健予防課 FAX 026-235-7170 E-mail hokenyob@pref.nagano.jp	2,589万6千円	廃止 <H18年度>	(財)長野県健康づくり事業団が行う生活習慣病予防知識の普及のための広報・啓発活動に要する経費を補助しています。	生活習慣病予防知識の普及のための広報・啓発活動は、平成17年度から県直営により実施することとし、県職員の派遣は平成17年度末をもって終了します。	生活習慣病予防のための知識等については、県と(財)長野県健康づくり事業団が、役割分担を明確にし、連携を深めながら、効果的な普及・啓発に努めます。
音楽文化普及事業(コンサート事業・音楽ボランティア活動支援事業) 生活文化課 FAX 026-234-6579 E-mail seibun@pref.nagano.jp	348万2千円	縮小 <H17年度>	広く県民を対象としたコンサートや親子で楽しめるコンサートの開催、公募により演奏家をボランティア登録し、県内で演奏家の派遣を希望する県民への紹介を行っています。	コンサート事業の実施内容、音楽ボランティアに対する活動支援費支給額の内容を見直し、経費の削減を図ります。	引き続き支援を行うとともに、より効率的・効果的な事業の実施に努めます。
交通安全啓発活動事業 生活文化課 FAX 026-234-6579 E-mail seibun@pref.nagano.jp	359万9千円	縮小 <H17年度>	地域別重点事業、年4回の季節の交通安全運動及び暴走族追放対策事業等に対する普及・啓発事業を実施しています。	啓発用物品、グッズの購入等を見直し、経費の削減を図ります。	交通安全知識の普及に当たり、より効率的な方法を検討し、今後とも交通安全意識の高揚に努め、交通事故の抑止を図ります。
中小企業融資制度資金 産業振興課 FAX 026-235-7496 E-mail shinko@pref.nagano.jp	632億7,551万2千円	その他 <H17年度>	中小企業の事業活動に必要な資金の円滑な供給を図るため、金融機関、信用保証協会等の協調を得て、低利な資金をあっせんするとともに、信用保証料を補助しています。	ペイオフ(金融機関破綻時の預金保険制度)対策及びコスト削減の観点から、決済用預金を活用した預託方式に変更するとともに、よりスピーディーな融資あっせんを行うため、一部資金の保証料補助を廃止し、県と市町村の書類審査を省き融資実行までの日数を短縮します。	引き続き、意欲ある中小企業者への支援を強化します。
中小企業高度化資金 産業振興課 FAX 026-235-7496 E-mail shinko@pref.nagano.jp	5億9,632万1千円	休止 <H17年度>	中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、中小企業基盤整備機構と県が協調して資金を低利又は無利子で貸し付けるとともに、診断助言を行っています。	市中金利水準の低下等で本制度の有利性が相対的に低下したことによる利用者の減や、長期資金のため経営環境の変化への対応が難しいことによる延滞や返済困難な案件の増加及び制度改正に伴い、貸付条件等が厳しくなった点を踏まえ、平成17年度(広域案件は19年度)から当分の間、新規貸付を休止します。	事業の再開については、市中金利の動向、資金需要の動向、制度の状況を注視しながら、検討します。
同和地域農業経営資金利子補給等事業(新規貸付分) 農政課 FAX 026-235-7393 E-mail nousei@pref.nagano.jp	16万7千円	廃止 <H17年度>	同和地域の農業振興及び当該地域農業者の経営安定を目的として、必要な資金を融資した金融機関への利子補給等を行っています。	県部落解放審議会答申の特別対策事業の終了、一般対策事業への移行の方針に沿って、H14～H16年度までの3年間の経過措置として実施してきたものであり、H17年度に新規貸付業務を廃止します。ただし、貸付残高がある間は、その分の利子補給等は継続します。	今後は一般対策事業として実施されます。

事業名	平成16年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
同和地域農地等取得資金利子補給等事業 (新規貸付分) 農政課 FAX 026-235-7393 E-mail nousei@pref.nagano.jp	14万3千円	廃止 <H17年度>	同和地域の農業振興及び当該地域農業者の経営規模拡大を目的として、必要な資金を融資した金融機関への利子補給等を行っています。	県部落解放審議会答申の特別対策事業の終了、一般対策事業への移行の方針に沿って、H14～H16年度までの3年間の経過措置として実施してきたものであり、H17年度に新規貸付業務を廃止します。 ただし、貸付残高がある間は、その分の利子補給等は継続します。	今後は一般対策事業として実施されます。
漁業改善資金貸付事業 農政課 FAX 026-235-7393 E-mail nousei@pref.nagano.jp	4,000万円	廃止 <H17年度>	漁業者の経営改善及び青年漁業者等の経営の基礎形成を目的として、無利子で資金を貸し付けています。	従事者の高齢化及び後継者不足を背景として、廃業や事業規模の縮小が進んでいること等から、資金需要が見込めないため、貸付事業を廃止します。 なお、今後も既貸付金の回収に努め、特別会計は当分の間存続させることとします。	コイヘルペスウイルス病対策、外来魚対策等を充実させ、漁業者の経営環境の改善に努めていきます。
園芸産地育成事業 園芸特産課 FAX 026-235-7483 E-mail entoku@pref.nagano.jp	4,188万円	廃止 <H17年度>	環境に負荷を与える農業から自然と共生する農業への転換とともに消費者から愛される安全・安心な農産物の生産と既存産地の活性化及び新産地の育成を図るため、新技術・新作型の早期普及、省力化等による生産性の向上、生産出荷体制の強化に要する経費を補助しています。	園芸産地の育成のための簡易ハウス導入などの施設整備経費や、種子冷蔵用冷蔵庫、残留農薬分析機械などの機械整備経費などに対する補助金を廃止します。	施設・機械などの整備については、国庫補助事業を活用するとともに、安全・安心な農産物の供給と、環境に負荷をかけない「自然と共生する農業」を推進し、園芸産地の育成を図ります。
クリーン畜産環境推進事業 畜産課 FAX 026-232-0764 E-mail chikusan@pref.nagano.jp	2億2,886万1千円	縮小 <H17年度>	家畜排せつ物の適正な処理及び利用の促進を図るために、家畜排せつ物と地域内資源等を一体的に堆肥化する施設等の整備や、既存の堆肥センターの機能向上、畜産農家と耕種農家間の連携強化による堆肥流通の促進を図り、資源循環型畜産を推進しています。	簡易な家畜排せつ物処理施設などの整備に要する経費に対する補助金を廃止します。	施設・機械などの整備については、国庫補助事業を活用するとともに、引き続き、家畜排せつ物の適正管理及び利用促進のための畜産農家支援や、畜産農家と耕種農家との連携強化などを図ります。
農業経営基盤強化促進対策事業 農村整備課 FAX 026-235-7484 E-mail nouson@pref.nagano.jp	1億2,984万8千円	縮小 <H17年度>	望ましい農業構造の確立による農業・農村の安定的発展を図るため、市町村や農業団体が行う活動を支援し、地域営農を発展させる仕組みづくりを一層推進させ、効率的かつ安定的な農業経営体等の育成・確保とこれら農業者への農地の利用集積を促進しています。	農作業受託等を行う農業経営体等の育成を図るための農業用施設・機械の整備に要する経費に対する補助金を廃止します。	市町村及び農業者団体などと連携を図り、集落営農体制の整備などを進め、農業経営の基盤強化を図ります。
森林保全巡視事業 森林保全課 FAX 026-234-0330 E-mail shinrin@pref.nagano.jp	150万5千円	廃止 <H17年度>	林野火災、違法行為の未然防止を図るため、保安林を対象に巡視する森林保全巡視員を配置しています。	地域の森林は地域で守るという観点から、市町村を主体とした地域ごとの森林巡視及び保全管理を行うことが望ましいため、県が設置する森林保全巡視指導員は廃止します。	現在、市町村が設置している森林保全推進員と協調し、職員実施により森林巡視を行います。

事業名	平成16年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
市街地再開発事業補助金 建築管理課 FAX 026-235-7479 E-mail kenchiku@pref.nagano.jp	2億8,744万5千円	縮小 <H17年度>	市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、公共団体や組合等が土地利用の共同化・高度化・建築物の不燃化、公共施設の整備を行う事業について公益的な部分を補助し、安全で快適なまちづくりを促進しています。	都市計画決定された市街地再開発事業については、基本的に県費補助の対象としていましたが、新規採択にあたっては市町村の中心市街地活性化基本計画との整合や定住の促進に寄与する施設であることなどの採択基準を満たす事業を対象とします。	中心市街地活性化基本計画策定区域等において行われるもので、公益上の必要性など、より地域のまちづくりの推進に必要と認められる事業に限定して、県費補助の採択を行います。
住宅改修資金補助事業費 建築管理課 FAX 026-235-7479 E-mail kenchiku@pref.nagano.jp	242万円	廃止 <H17年度>	同和地区の住環境改善を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業等による水洗化工事に伴う住宅の改修資金の貸付けを行った市町村に対して補助を行っています。	県部落解放審議会答申の特別対策事業の終了、一般対策事業への移行の方針に沿って、H14～H16年度までの3年間の経過措置として実施してきたものであり、H17年度に廃止します。	今後は一般対策事業として実施されます。
厚生住宅建設促進事業費 住宅課 FAX 026-235-7486 E-mail jutaku@pref.nagano.jp	800万円	廃止 <H17年度>	住宅に困窮する低額所得者を対象に、低廉な家賃で貸与する住宅(厚生住宅)を建設する市町村に対し補助することにより、居住の安定及び社会福祉の増進に寄与しています。	県部落解放審議会答申の特別対策事業の終了、一般対策事業への移行の方針に沿って、H14～H16年度までの3年間の経過措置として実施してきたものであり、H17年度に廃止します。	今後は一般対策事業として実施されます。
私立学校教育振興費補助金 教育振興課私学教育振興室 FAX 026-235-7387 E-mail shigaku@pref.nagano.jp	58億6,029万5千円	縮小 <H17年度>	私学教育の振興と父母負担の軽減を図るため、学校法人が設置する私立学校の経常経費に対して補助しています。	高校の補助対象経費について、標準法による事務職員数をもとに人件費を算定するとともに、物件費の範囲等を見直し、本来補助対象になじまない寮運営費・生徒活動補助費などを補助対象経費から除外します。中学校においては、定員を超える生徒について、一部補助対象外とします。	高校については、現行の補助方式である決算2分の1方式を維持し、単価方式である中学校については、補助単価の増額に努めるなど、引き続き私立学校教育の振興を図っていきます。
長野県私学振興協会貸付金 教育振興課私学教育振興室 FAX 026-235-7387 E-mail shigaku@pref.nagano.jp	1億314万円	廃止 <H17年度>	私立高等学校の振興と経営の健全化を図るため、(社)長野県私学振興協会が学校法人に対して貸付事業を行う資金を貸付けています。	長野県出資等外郭団体「改革基本方針」において、県の財政的関与を廃止する方針を決定したことから、事業を廃止します。	(社)長野県私学振興協会、(社)長野県私立幼稚園協会、(社)長野県私立短期大学協会の資金を相互活用することにより、協会独自に事業が継続されます。

事業名	平成16年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
長野県私立幼稚園協会貸付金 教育振興私学教育振興室 FAX 026-235-7387 E-mail shigaku@pref.nagano.jp	9,000万円	廃止 <H17年度>	私立幼稚園の振興と経営の健全化を図るため、(社)長野県私立幼稚園協会が学校法人に対して貸付事業を行う資金を貸付けています。	長野県出資等外郭団体「改革基本方針」において、県の財政的関与を廃止する方針を決定したことから、事業を廃止します。	(社)長野県私学振興協会、(社)長野県私立幼稚園協会、(社)長野県私立短期大学協会の資金を相互活用することにより、協会独自に事業が継続されます。
外国人英語指導助手配置事業費 教学指導課 FAX 026-235-7495 E-mail kyougaku@pref.nagano.jp	2億7,555万6千円	縮小 <H17年度>	外国人青年を英語指導助手(AET)として教育事務所、高等学校等に配置し、学校における生きた英語教育の充実を図るとともに、国際理解教育を推進しています。	交付税措置等を活用して市町村が独自に雇用するAETの配置が進んできているため、教育事務所配置のAETは廃止します。また高等学校配置のAETについても、重点的な配置へ見直します。	今後も教育支援主事による学校訪問や、総合教育センターでの研修等を通じて、学校における英語教育、国際理解教育を支援していきます。 なお、小・中学校からAETの派遣要請があった場合は、柔軟に対応していきます。
青少年自立支援事業 文化財・生涯学習課 FAX 026-235-7493 E-mail bunshou@pref.nagano.jp	1,724万3千円	縮小 <H17年度>	青少年対策本部及び地方部に、青少年相談員を配置し、各種相談を行っています。	青少年相談については、家庭相談員が兼ねて行うことにより、青少年相談員の配置数について見直します。	家庭相談員及び本部の電話相談「なんでもハロー青少年」により、引き続き相談に対応します。
(財)長野県体育協会運営費等補助金 体育課 FAX 026-235-7476 E-mail taiiku@pref.nagano.jp	9,571万1千円	縮小 <H17年度>	県民の体力の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図るための事業を実施している(財)長野県体育協会の運営を支援しています。	県からの派遣職員を削減するとともに、スポーツ振興基金事業補助金を廃止します。	外郭団体見直しにより、組織・事業をスリムにした後は、体育協会の自律した運営について今後検討していくとともに、体育協会が持つ特性を県のスポーツ振興に有効に活用していきます。
ジュニア競技力向上事業負担金 体育課 FAX 026-235-7476 E-mail taiiku@pref.nagano.jp	2,285万5千円	縮小 <H17年度>	(財)長野県体育協会と共に、競技団体や地域の指導者の協力を得て、次代を担うジュニア選手の育成を図っています。	事業内容を見直して負担金の一部を削減し、経費を節減します。	生涯にわたり豊かなスポーツライフを送るためには、青少年の時期が極めて重要であり、ジュニア選手の能力を将来に向けて適切に伸ばすことができるよう支援していきます。
各種スポーツ大会等共催負担金 体育課 FAX 026-235-7476 E-mail taiiku@pref.nagano.jp	1,619万円	縮小 <H17年度>	県内で開催される主なスポーツ大会等を共催し、本県のスポーツ振興を図っています。	国体、全日本クラス、全国的に著名な大会、全県的な団体が主催し、全県からの参加が期待できる大会に限定するなど、事業内容、所要額を見直し、経費を縮減します。	本県のスポーツ振興を図る上で効果の高い大会を関係競技団体等と共催していきます。